

台風10号による豪雨災害への対応について

平成28年11月11日

消 防 庁



平成28年台風第10号における消防機関の活動(岩手県内)について

被害の状況

※消防庁被害報第36報(平成28年10月27日16時00分現在)

- 台風第10号は、平成28年8月30日18時前に岩手県大船渡市付近に上陸した後、東北地方を通過し日本海で温帯低気圧に変わった。台風第10号の影響で岩手県宮古市、久慈市で1時間に80ミリの猛烈な雨となるなど、東北地方から北海道地方にかけての広い範囲で大雨となった。
- 岩手県及び北海道などで河川がはん濫し、死者22名、行方不明者5名の人的被害が生じたほか、多数の住家被害や孤立地域が発生した。

	人的被害			住家被害				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
被害状況	22名	5名	15名	502棟	2,370棟	1,140棟	241棟	1,689棟
うち岩手県内	20名	3名	4名	472棟	2,279棟	75棟	104棟	1,357棟

消防機関の活動

- 緊急消防援助隊・岩手県内応援消防本部・関係機関(警察・自衛隊等)が、地元消防本部(久慈広域連合消防本部、宮古地区広域行政組合消防本部)及び消防団と連携して救助活動を展開。
- 土砂崩落、路面冠水、倒木等により発生した孤立地域での搜索救助活動を実施。

	緊急消防援助隊	岩手県				合計
		地元消防本部 (久慈広域・宮古広域)	県内応援 消防本部	岩手県 防災航空隊	消防団	
活動人員数ピーク時	364名※1	調査中	90名※2	7名※3	約750名※4	
活動延べ人員数	3,238名	調査中	801名	60名	約2,700名	—

※1 緊急消防援助隊の活動人員のピークは9月2日
 ※2 県内応援の活動人員のピークは9月4日
 ※3 岩手県防災航空隊の活動人員のピークは9月5日
 ※4 消防団の活動人員のピークは8月31日

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

- 岩手県知事から広域航空消防応援の出動要請を受け、消防組織法第44条に基づき、3県から応援航空隊が出動。その後、改めて岩手県知事から緊急消防援助隊の出動要請を受け、消防組織法第44条に基づき、1都5県から緊急消防援助隊が出動。
- (広域航空消防応援) 8/31(1日間):3隊、20名が活動。
 - ・航空隊:秋田県、宮城県、福島県
- (緊急消防援助隊) 8/31~9/9(10日間):延べ825隊、3,238名が活動。
 - ・陸上隊:青森県、宮城県、東京都、神奈川県 — 延べ764隊、2,818名
 - ・航空隊:青森県、秋田県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県 — 延べ61隊、420名

2 活動状況

- 陸上隊は、重機を有効に活用して、孤立地域へ進出する際の道路啓開、流木や土砂等が流れ込んだ住家での救助活動等を実施。
- 航空隊は、陸上から進出が難しい孤立地域が多数発生したため、ホイストによる上空からの救助活動等を迅速に展開。
- 県、市災害対策本部において、関係機関と活動に係る調整を実施。特に、県では、ヘリコプターの活動区域や任務分担、救助隊の搬送等について航空運用を調整。
- 情報収集活動中のヘリコプターが得た要救助者に関する位置情報等を陸上隊に伝達し、航空隊と陸上隊が連携した救助活動を実施。
- 岩手県の救助活動により、航空隊が41名、陸上隊が3名を救助。(うち1名は航空隊と陸上隊が連携して活動したものであり重複。)



岩泉町安家地区の活動



重機による倒木撤去活動



岩泉消防署での活動調整会議



航空隊による救助活動



岩泉町安家地区の被害状況

※実団員数及び分団数は平成28年4月1日現在（速報値）

平成28年8月30日に東北地方へ上陸した台風10号により、河川の氾濫による浸水、土砂崩れなど甚大な被害が発生。各消防団は、台風上陸前から避難誘導・警戒活動等を行うとともに、救助活動や避難所支援活動を実施。台風通過後においても、安否確認や行方不明者の捜索など地域の安心・安全を守るための幅広い活動を実施。

消防団の活動人員（※速報値）

※平成28年9月29日現在、消防庁による

○北海道	延べ活動人員	約	500名	（8月29日～9月14日）
	最大活動時人員	約	300名	（8月31日）
○岩手県	延べ活動人員	約2,	700名	（8月29日～9月16日）
	最大活動時人員	約	750名	（8月30日）



[行方不明者の捜索]
(とちぎ広域消防事務組合管内消防団)

消防団の主な活動

- ・ 土嚢積み、水門点検・開閉
- ・ 警戒活動：警戒巡視、早期避難の呼びかけ
- ・ 排水作業：ポンプを活用した排水作業
- ・ 避難誘導、避難指示発令広報、女性消防団員による避難所支援
- ・ 救助活動：床上浸水の家屋からボートによる救助（救助人数22名、消防職員の補助含む）
- ・ 安否確認、行方不明者の捜索、被害状況調査など



[行方不明者の捜索]
(岩泉町消防団)

とちぎ広域消防事務組合(19市町村)管内消防団【実団員数2,016人 分団数65分団】

【主な動き】

○8月30日より、土嚢積みや警戒活動、避難誘導、避難所支援活動等を実施。8月31日以降はボートによる救助活動の補助、排水作業、捜索活動等を実施し、9月5日には主な対応を完了。

【活動の詳細】

- ・ 土嚢積み
- ・ 警戒活動、避難誘導、女性消防団員による避難所支援活動
- ・ 排水作業
- ・ 救助活動：ボートでの救助を補助（救助人数10名、消防職員の補助含む）
- ・ 安否確認、捜索活動等

平成28年台風10号における消防団の活動②

久慈市消防団【実団員数785人 分団数20分団】

※実団員数及び分団数は平成28年4月1日現在（速報値）

【主な動き】

- 8月29日午後より、土嚢積みを実施。
- 8月30日午前より、水門点検、警戒活動や避難呼びかけ・避難誘導等を実施。同日夜には床上浸水の家屋からのボートによる救助や、床上浸水となった家屋からの排水作業等を実施。
- 8月31日朝には、被害状況の調査・安否確認を開始するとともに、引き続き排水作業。
- 9月1日以降は安否確認、警戒活動、排水作業や清掃作業を実施し、9月5日には主な対応を完了。

【活動の詳細】

- ・土嚢積み、水門点検・開閉
- ・警戒活動：警戒巡視、早期避難の呼びかけ
- ・排水作業：ポンプ（ポンプ車等）を活用し浸水を排水
- ・避難誘導、避難指示発令広報
- ・救助活動：自力で避難できない住民を3名、別の場所では、床上浸水の家屋からボートで3名を救助（消防職員の補助を含む）
- ・安否確認、被害状況調査（床上・床下浸水調査など）
- ・その他（倒木撤去作業など）



【排水作業】（久慈市消防団）

岩泉町消防団【実団員数539人 分団数8分団】

【主な動き】

- 8月29日より、警戒活動を開始し、8月30日には、警戒活動に加え、土嚢積みや避難誘導等を実施。
- 8月31日には、警戒活動及び安否確認を実施。
- 9月2日以降は、安否確認を継続するとともに、搜索活動を実施し、9月10日には主な対応を完了。

【活動の詳細】

- ・土嚢積み、水門点検・開閉
- ・警戒活動：警戒巡視、早期避難の呼びかけ
- ・排水作業：ポンプ（ポンプ車等）を活用し浸水を排水
- ・避難誘導、避難指示発令広報
- ・救助活動：建物2階部分から2名、別の場所では、建物2階部分から3名を救助。ほかに1人（流された者）を救出し、消防職員の搬送作業を補助。
- ・消火活動：流されたガスボンベからの出火を水バケツにより消火
- ・安否確認、搜索活動
- ・その他（がれき・流木撤去作業、清掃作業など）

今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について

今回の台風第10号等をはじめ、近年は、経験したことのない災害により、これまで安全であると考えられていた場所で大きな被害が発生 ⇒ 各地域の河川、治水・砂防対策など地域の実情を踏まえ、地域の防災体制を再点検（今年度中に地域防災計画、マニュアル等の見直し）

◎再点検項目

1 避難勧告等の発令態勢の整備

市町村は、住民が的確な避難行動をとれるよう、各種の気象情報、河川情報等を収集し、適時的確に避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という）を発令する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・避難勧告等の対象となる地域区分を事前に設定しているか（市町村）
- ・避難勧告等の客観的基準の設定をしているか（市町村）
- ・市町村の避難勧告等発令の判断を助言する体制がとれているか（都道府県）
- ・災害時に支援できるよう日頃から市町村の防災体制の把握ができていないか（都道府県）

2 指定緊急避難場所の指定

平成25年の災害対策基本法改正により、市町村は、災害から緊急に避難する「指定緊急避難場所」と、避難した被災者等が一定期間滞在する「指定避難所」とを区別して指定することとなった。また、その際、災害種別ごとに、危険が及ばない施設等を指定緊急避難場所として指定する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・地域の実情を踏まえた災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定しているか（市町村）

3 住民がとるべき避難行動の理解促進

市町村は、住民一人一人に対し、避難勧告等が発令された場合、想定される災害ごとに、いつどこに避難すればよいか等の避難行動を予め理解させる必要がある。

<再点検ポイント>

- ・住民一人一人がとるべき避難行動を予め理解させるための取組をしているか（市町村）

4 避難勧告等の確実な伝達

市町村は、避難勧告等発令時に、とるべき行動を具体的に示し、多様な手段により確実に伝達する必要がある。特に、避難行動要支援者、社会福祉施設等の施設管理者には、個別的な手段も用いた確実な伝達を行う必要がある。

<再点検ポイント>

- ・複数の伝達手段を用いた伝達体制となっているか（市町村）
- ・避難行動要支援者に対する確実な伝達方法が確保されているか（市町村）

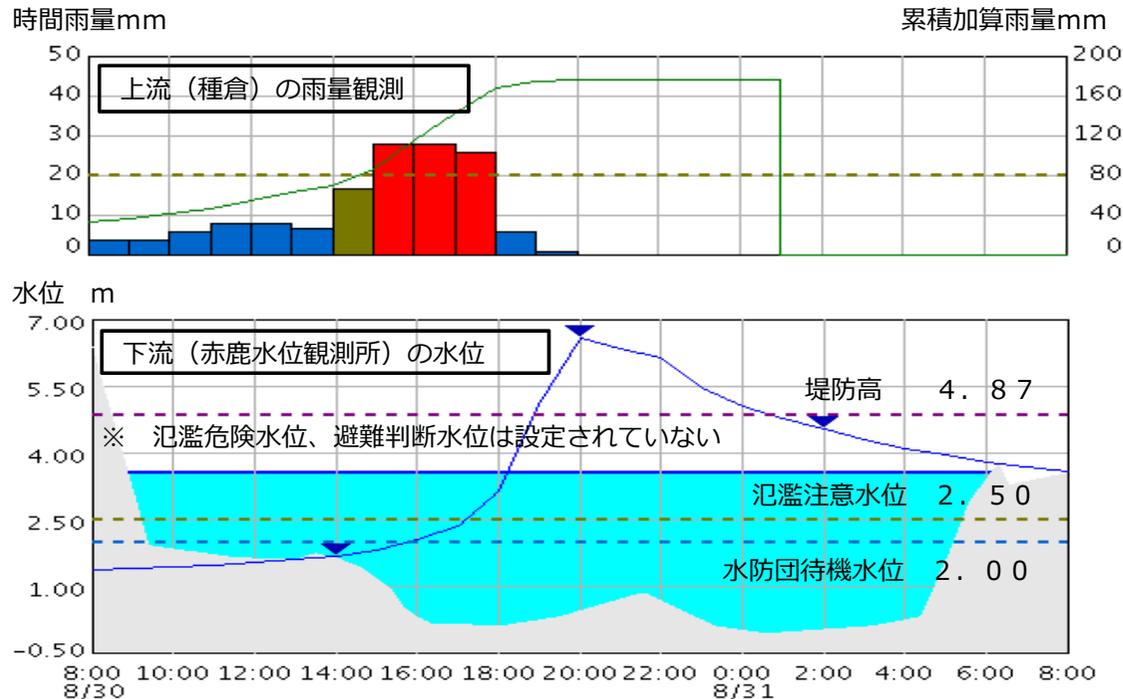
(参考) 平成28年台風10号災害時の岩手県岩泉町の被害の概要

- 大きな被害が発生した小本川では、17時頃に氾濫注意水位の2.5mに到達した後、急激に水位が上昇し、氾濫した
- 高齢者福祉施設の入所者9名を含め、21名の死者・行方不明者、全壊356棟を含めて756棟の住家が被災するなど、大きな被害が発生（平成28年10月5日10:00時点）

岩泉町 地域防災計画「避難勧告等の基準」（抜粋）

小本川の水害に係る避難勧告の基準（1～3のいずれか）

- 1 赤鹿水位観測所の水位が2.5mに達し、
さらに、種倉、山岸で累積加算雨量80mm以上の降雨予想
- 2 堤防等からの異常な漏水の発見
- 3 消防団等からの異常の知らせ



● 8月30日の経過

5:19	盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報
9:00	岩泉町が避難準備情報発令（全域）
10:16	盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表
14:00	岩泉町が安家地区の一部に避難勧告発令 （小本川(おもとがわ)流域外）
18時前	台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18時頃	高齢者施設（認知症高齢者グループホーム）に大量の水が一気に流れ込む

